

2024年4月1日から

障害者差別解消法が 変わります



事業者も、合理的配慮の提供が義務化されます

障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えるために、負担が大きすぎない範囲で、その人に合わせた必要な配慮を行うことが求められます。

誰もが自分らしく生きられる社会・なごや

名古屋市

共生社会の実現に向けて

障害者差別解消法とは

障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すため、

「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。

例えば
障害のある人が
来店したときに…



不当な差別的取扱い

禁止



NO!

障害のある方は
入店お断りです

来店するときは
家族と一緒に来て
ください

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することは禁止されています。

例

- 場所や時間帯の制限
- 障害のない人には付けない条件を付ける

合理的配慮の提供

令和6年4月から
事業者も義務化!



WELCOME!

ほしい商品があるの
ですが、目が見えない
ので売り場が分かり
ません

それならお求めの
商品の売り場まで
案内しますね!

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

※義務化される「事業者」には、個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

詳しい情報はこちらをご覧ください

障害者差別解消法が変わります!

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html



障害について

「知る」・「理解する」ための各種動画

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000121991.html>



障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



事業者から受けた差別の相談なら

「名古屋市障害者差別相談センター」

<https://nagoya-sabetsusoudan.jp> ※事業者も相談できます。

